

トラック運転者の 変形労働時間制導入のポイント

— 基本編 —

奈良労働局 労働基準部 監督課



1

1

今回説明する内容は…

1 基本の労働時間について

2 割増賃金の計算について

3 変形労働時間制の種類

2

2

1 基本の労働時間について

・労働時間とは、使用者の指揮監督の下にある時間をいい、トラック運転手の荷待ち時間やタクシー運転手の客待ち時間も含まれる。

原則の労働時間（労働基準法第32条）

- ・休憩時間を除いて**1日8時間、1週間40時間**
- ・ただし、特例措置対象事業場（労働者10人未満の①商業、②映画・演劇業（映画の製作の事業を除く）、③保健衛生業、④接客娯楽業）については、1日8時間、1週間**44時間**が限度となる。



3

3

休憩（労働基準法第34条）

- ・労働時間が6時間を超える→**45分以上**
 - ・労働時間が8時間を超える→**60分以上**
- を休憩の途中に与える

原則、全労働者に一斉付与する。
特定の業種※または労使協定の締結により一斉付与の適用除外。

※特定の業種

運輸交通業	商業	金融・広告業	映画・演劇業
通信業	保健衛生業	接客娯楽業	官公署

4

4

休日（労働基準法第35条）

原則 毎週少なくとも1日

例外 4週を通じて4日以上

要件

就業規則その他これに準ずるもので
4週間の起算日を明らかにする



じゃあ、8時間を超えて残業したり、
休日出勤を命じられるのは法律違反？

5

5

事前に届け出をすることで、時間外または休日に労働させることができます。

時間外及び休日の労働（労働基準法第36条）

・時間外労働・休日労働に関する労使協定

労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、そのような労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者と書面による時間外労働・休日労働に関する労使協定を締結し、事前に所轄の労働基準監督署に届け出する必要がある。（36協定）

・時間外労働・休日労働を行わせる場合には、締結した36協定の範囲内とする。

6

6

時間外労働及び休日労働の上限について

原則 月45時間・年360時間（※時間外労働のみ）

（対象期間が3か月を超える1年単位の変形労働時間制の対象労働者は、月42時間・年320時間）

例外 臨時的な特別な事情があって、労使が合意する場合

→ 原則の限度時間を超えることができる。その場合でも

- ・ 時間外労働が**年720時間以内**
- ・ 時間外労働と休日労働の合計が**月100時間未満**
- ・ 時間外労働と休日労働の合計について、「2か月平均」「3か月平均」「4か月平均」「5か月平均」「6か月平均」がすべて**1月当たり80時間以内**
- ・ 時間外労働が月45時間を超えることができるのは、**年6か月が限度**としなければならない。

自動車運転の業務については、令和6年3月31日までこの上限規制の適用が猶予されています。

7

令和6年4月1日以降の自動車運転の業務に適用する上限規制

時間外及び休日の労働（労働基準法第36条）

- ・ 特別条項付き協定を締結する場合の時間外労働の上限は年960時間（休日労働を含まない）。
- ・ 時間外・休日労働について「月100時間未満かつ2～6か月平均80時間以内」の規制が適用されない。
- ・ 「時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6か月まで」の規制が適用されない。

目安は、月80時間

8

8

月60時間を超える法定時間外労働

【現在】

月60時間超の残業割増賃金率 大企業は 50% 中小企業は 25%		
	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間 を超える労働時間)	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%

【改正後】 令和5年4月1日施行

月60時間超の残業割増賃金率 大企業、中小企業ともに50% ※中小企業の割増賃金率を引上げ		
	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間 を超える労働時間)	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%



※中小事業主の範囲

①資本金の額または出資の総額		②常時使用する労働者数	
小売業	5,000万円以下	小売業	50人以下
サービス業 (例：情報通信業、病院、 不動産業、宿泊業等)		サービス業	100人以下
卸売業	1億円以下	卸売業	300人以下
上記以外 (例：製造業、建設業、 運輸業等)	3億円以下	上記以外	

または

15

15

時間外（法定外休日）労働の割増賃金率

例) 所定労働時間が午前8時30分から午後5時（休憩1時間）までの場合

PM 5:00～PM 5:30→ 1時間当たりの賃金×1.00×0.5時間	法定時間内残業 法定時間外残業 法定時間外+深夜残業
PM 5:30～PM10:00→ 1時間当たりの賃金×1.25×4.5時間	
PM10:00～AM 5:00→ 1時間当たりの賃金×1.50 (1.25+0.25) ×7時間	



16

16

法定休日労働の割増賃金率

例) 法定休日に午後2時から午後11時（休憩1時間）まで労働させた場合

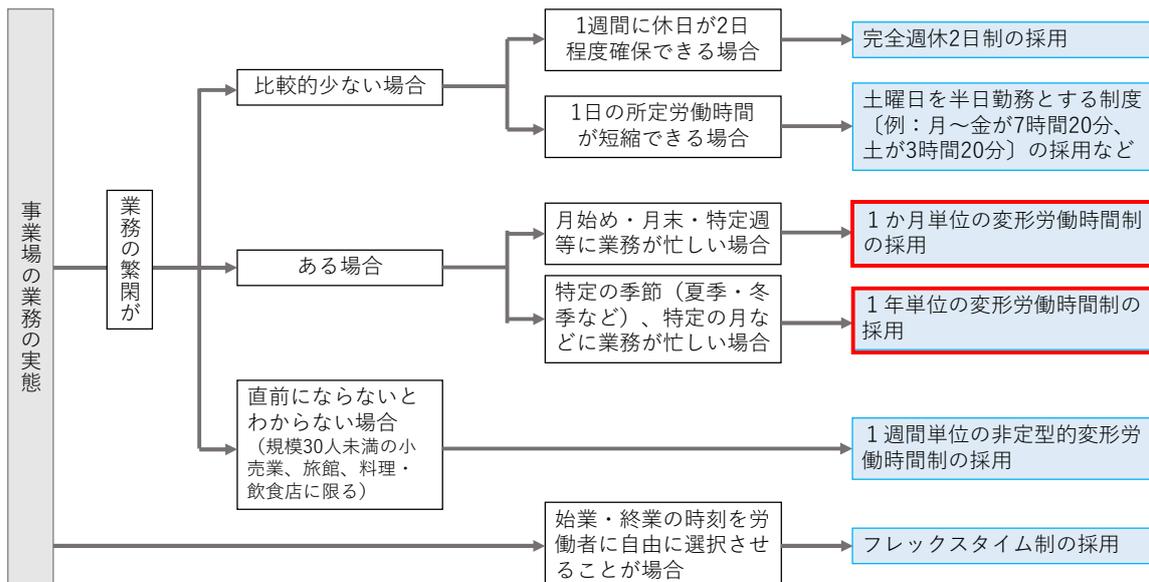
PM 2:00～PM10:00→ 1時間当たりの賃金×1.35×7時間	法定休日労働 法定休日労働+深夜残業
PM10:00～PM11:00→ 1時間当たりの賃金×1.60 (1.35+0.25) ×1時間	



17

17

3 変形労働時間制の種類



18

18

ご視聴ありがとうございました

19

19